



裁判長 認印	印
-----------	---

調 書 (決定)	
事件の表示	平成19年(行ツ)第107号 平成19年(行ヒ)第108号
決定日	平成19年6月26日
裁判所	最高裁判所第三小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	堀 籠 幸 男 藤 田 宙 靖 那 須 弘 平夫 田 原 睦 夫
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成18年(行コ)第77号(平成18年12月26日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成19年6月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 高 橋 光 一 印